

佐賀県神社庁報

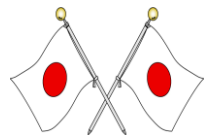
第309号

★発行所 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-chou
@shore.ocn.ne.jp



祝祭日には国旗を
掲げましょう

第七十五回

九州地区神社庁連合会神職総会

去る五月十三日(月)から十四日(火)にかけて第七十五回目となる「九州各県神社庁連合会神職総会」を当県当番により開催した。

十三日(月)には神道青年会九州地区協議会(十四時〜)、九州地区神社保育関係者協議会(十四時半〜)、式内社顕彰会(十六時〜)、神社庁長参事会(十五時半〜)等の諸会合がメイン会場であるメルキュール佐賀唐津リゾートを始め、隣接する唐津シーサイドホテルにて行われ、関係者がそれぞれ出席した。

当日の午後六時から前夜懇親会、佐賀県からは約七十名が参加し、全体での参加者は三百四十名程で大いに賑わいを見せた。

翌十四日(火)早朝、九州各県神社庁長や来賓の唐津神社正式参拝に始まり、

その後は午前九時三十分には神職総会が開会、開会儀礼、当県である徳久佐賀

県神社庁長の挨拶、来賓の挨拶等を経て議事に入り、神社本庁に提出する二件の議案(大分県神社庁提出・沖縄県神社庁提出)が審議され異議無く承認となった。

続いて宣言並びに報告を佐野安正理事が朗読し、満場の拍手を以て決議(提出議案・宣言・決議は後掲)となり、次期当番県である大分県の神庁長が挨拶、大分での再会を約束し挨拶を述べられた(令和七年五月十三日・火〜十四日・水予定)。

その後は講演会がおこなわれ、元内閣総理大臣安倍晋三氏夫人安倍昭恵先生より「今、わた

先生より「今、わた



しが伝えたいこと」と題し約六十分に互って、貴重な講演を聞き、二日間に亘る全ての日程を終えた。

この度、御参加戴き且つ運営に際して御協力を戴きました佐賀県内の神職各位には、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

お蔭を以ちまして、第七十五回九州各県神社庁連合会神職総会を始め、これにて一連の当番県諸行事を完遂することができました。今後とも皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

神社庁長 徳久 俊彦
ほか神社庁役職員一同

▽神職総会における提出議案

【第一号議案】

近年全国各地で発生する係争の多くは、現行の神社本庁規及び諸規程を以

て解決する事が困難であり、中には規程自体が係争の中心となつてゐる現状に鑑みると、将来的な改定は必要不可欠である。そのための準備機関として、係争の本質的問題を客観的に調査し、必要に応じ諸規則の解釈・改定・運用を検討するための調査委員会を設置するやうに神社本庁に要望するの件

(提案理由)

神社本庁規及び諸規則は施行以来、何度も改定が重ねられてきたが、条文解釈が多岐に亘るもの、詳細な運用手続きが不明なものなどがあり、それが時折斯界に混乱をもたらしてゐる。

本庁包括下の神社が抱へる係争の要因には、諸規程事自体に問題があるのか、本庁、神社庁、神社間の規程の解釈運用に問題があるのか、その本質を明らかにしなければ解決には至らない。また問題が発生した場合、神社庁を通じて正式に神社本庁へ報告し、解決に向けての行動を起こすべきところ、情報の共有化が図られてゐないことも原因の考へられる。

このやうな状況を鑑み、神社本庁には、将来的な諸規程改正のための準備機関として、諸問題を徹底的に調査し、解決の方途を模索するための調査委員会を設置するやうに要望するものである。

【第二号議案】

台湾有事に際し、沖縄の緊急事態への対処対応を政府に要望すると共に、斯界が出来得る適切な沖縄県民の保護及び疎開避難等に関する具体的な支援を速やかに策定し、関係者各方面に周知するやうに神社本庁に要望するの件

(提出理由)

「台湾有事は日本の有事」とは安倍元首相の言であるが、現在の東シナ海情勢を鑑みるに、台湾の戦力、日本の戦力及び米国の極東戦力を合はせても、戦艦機、空母、潜水艦、弾頭ミサイル等、数量的には中共の戦力に遙かに及ばない状況である。

三年前の十月、習近平国家主席は党大会で、台湾統一に関して、「武力行使の放棄を約束せず、あらゆる必要な処置を取る」と、また一昨年、党大会に於いても、「必ず実現しなければならず、必ず実現できる」旨の発言をしてゐる。

仮に台湾有事となれば、台湾をはじめわが南西諸島領海が戦場となり、主に離島住民に被害が及ぶことが考へられ、速やかな疎開、避難等が必要と解する。

また、沖縄の基地が攻撃を受け、本島住民の疎開避難やシェルターの設置も強

く望まれる。

報道によれば、政府は、既に内閣官房に検討班を置き、沖縄県離島住民の避難計画の策定に入り、九州各県に沖縄県離島住民約二十万人を疎開避難させる計画であるといふ。加へれば、政府には、離島だけではなく、本島百数十万の県民の保護、疎開避難を念頭に置いて計画の策定にあつて戴きたい。

神社本庁は、神道政治連盟をはじめ関係諸団体と連携し、緊急の要望事項として台湾有事に対する対処対応を政府に訴へると共に、斯界が出来得る沖縄県民の疎開避難等についての具体的な支援を速やかに確定し、関係各位に周知するやう強く要望するものである。

▽「宣言」

ここ数年の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は我々に大きな不安を与へ、人と人との距離を遠ざけ、未だその距離感以前に復してゐない。社会の様相や生活環境も変化し、人と人との触れ合ひ、繋がりがもまた希薄になりつつある。これは「和」の心を尊ぶ我が民族にとつて非常に憂慮すべき事態であり、神社を取り巻く状況は一層厳しさを増してゐると言へよう。

その中で、大御心の随々に遍く世の人々が睦み合ひ、共に栄え行くことを目指す我々神職は、今こそ、その使命に想ひを致し、その達成のため努めていかなければならない。

去る四月八日、畏くも天王陛下には第六十三回神宮式年遷宮御齋行について御聴許在らせられた。我々神職は決意を新たに祭祀の厳修と神宮奉賛活動推進に一層努め、失はれつつある「人の心」の恢復と美しい伝統の継承のため邁進していくことを茲に誓ふ。

併せて令和六年能登半島地震を始め、頻発する自然災害にて被災された地域・人々の平安を祈念し、一日も早い復旧と復興に協力することを誓ふ。
右、宣言する。

令和六年五月十四日

第七十五回

九州各県神社庁連合会神職総会

▽「決議」

第七十五回九州各県神社庁連合会神職総会に当たり、我々は宣言の趣旨を体し、使命の達成に努力せんことを誓ふ。
右、決議する。

令和六年五月十四日

第七十五回

九州各県神社庁連合会神職総会

【神職総会参加者】

佐賀地区第二支部南

新北神社宮司 川浪 勝英

日枝神社宮司 日吉 高明

日枝神社祢宜 日吉 照彦

海童神社祢宜 光増 隆昭

大堂神社祢宜 石丸 正和

巖島神社宮司 川浪ひとみ

佐賀地区第二支部北

香椎神社宮司 村田 直敏

正現嶽森稻荷神社宮司 持永 圭子

金刀比羅神社宮司 古川 勝茂

與止日女神社祢宜 山崎 正嗣

高木八幡宮祢宜 大島 仁志

蠣久天満宮宮司 江副 友紀

神埼地区支部

若宮神社宮司 山邊 和之

三養基地区支部

千栗八幡宮宮司 東 正弘

千栗八幡宮祢宜 東 孝澄

永世神社宮司 梶田 辰則

永世神社祢宜 梶田 匡祐

小城地区支部

岡山神社宮司 栗原 潔

東松浦地区東支部

熊野神社宮司 石橋 明彦

唐津市地区支部

唐津神社祢宜 戸川 健士

八坂神社宮司 鳥越 友彦

妙見神社宮司代務者 本城 万里

八幡神社宮司 宮崎 貞克

東松浦地区西支部

八幡神社宮司 宮崎 浩司

八幡神社祢宜 宮崎 勝嗣

田島神社祢宜 平野 良将

住吉神社宮司 宮崎 和清

入野神社宮司 藤瀬 昭三

西松浦地区支部

伊萬里神社祢宜 加志田 崇嗣

陶山神社宮司 宮田 胤臣

陶山神社祢宜 宮田 彩子

淀姫神社祢宜 田中 寛美

杵島地区西支部

武雄神社宮司 武雄 哲司

武雄神社祢宜 武雄 栄門

八幡宮宮司 田川 美波

八幡宮祢宜 黒髪 宜嗣

八幡神社宮司 北島 巖

堤雄神社祢宜 橋富 太市郎

堤雄神社権祢宜 橋富 敬子

大江神大神宮権祢宜 井崎さとみ

杵島地区東支部

鏡山神社宮司 本田 正博

大村神社宮司 神崎志津子

妻山神社宮司 永代龍三郎
 妻山神社祢宜 永代 優仁
 八坂神社祢宜 溝上 良夫
 稲佐神社宮司 笠原 猛

行事予定
六月

三日 佐賀県神道青年会定例総会

於神社庁

六日 神宮参与・評議員会(〜七日)

於伊勢市

十日 神政連本部長・事務局長連絡会

於本庁

十日 東松浦地区西支部総代会総会

於玄海町々民会館

十一日 神政連中央委員会 於本庁

神社庁事務担当者会(〜十二日)

於本庁

第十五回九州地区女子神職祭式研修会

於佐嘉神社記念館

十七日 第一回教化委員会 於神社庁

第三十八回神道講演全国研修近畿大会(〜十九日)

於大阪府

十八日 鍋島直大命頌徳祭

於佐嘉神社

参事 野崎 洸史

於佐嘉神社

録事 田中 美香

二十五日 県女子神職総会 於神社庁

嘱託 川浪 ゆかり 二十五日 永代宮司昇階・昇級祝賀会

於佐嘉神社記念館
 第二十七日 第六十三回佐賀県神社関係者大会 於はんぎーホール (於神埼市)

七月

四日 令和六年度九州地区神社庁職員事務研修会(〜五日)

於大分県

十九日 伊萬里神社例祭

事務連絡

令和六年五月二十一日付総神発第二五七号
 神社本庁総長名・神社庁長宛

▼自然災害への取組みについて

標記の件、地震や台風、水害、落雷等の自然災害により、本庁包括下神社においても毎年のやうに社殿や工作物への被害が生じてをります。特に八月から十月にかけて発生する大型台風による神社への被害が危惧され、集中豪雨もまた六月頃より発生してゐます。

つきましては、自然災害に対し、各神社が主体的に役員・総代等と共に当該神社における防災意識を涵養する等、不時の災害を見据えた事前の対策を、概ね左記の例を参考に各神社の状況に応じて検討戴き、以て災害が発生した場合の対

応に万全を期されるやう、各神社に周知徹底方御配慮願ひます。

殊に、地震を含む広域・激甚災害発生時には、氏子等の緊急避難所として神社施設及び境内地の開放を求められる例が多数報告されてゐることから、地域の実情を踏まへ、不測の事態に備へた神社としての対策を講じておくことも望まれますので、この点、御留意願ひます。

尚、冊子『神社本庁災害対策要領』(平成二十七年六月一日発行、神職専用サイトにも掲出)を作成してゐますので、災害時における神社奉護の為に役立て戴きますやう宜しく願ひ申し上げます。

記

一、事前検討事項(例)

①役員・総代を交へた境内施設の状況の確認

イ 建物の補修箇所 of 把握と必要

に 応じた修理・改築の検討

ロ 工作物の補強や柵等の設置及

び 必要に応じて危険を周知する

立札等設置の検討

ハ 神社の背後の山、法面等が崩落

して社殿や工作物、住民等への被害が生じるおそれのある箇所の

対策

二 河川の氾濫、土砂の流入、津波等の影響を受ける立地にある神社にあつては、被害を最小限にするための行政の治山治水事業、急傾斜地等危険地対策事業への協力等(尊厳護持に影響を及ぼさない範囲)

ホ 災害発生時の対応(避難経路・

表示等の設置、消火器・消火栓設置と使用方法の確認、建物や工作物倒壊時に使用する工具の確認等)

②同様な被害が頻繁に発生する神社(神社を含む地域)にあつては、減災等の方途を講じる。

③不測の事態を見据ゑた資金積立等の検討

イ 必要に応じて役員会を開催の上、修理・改築に係る特別会計の設定

ロ 火災保険、地震保険、神社賠償責任保険等、各種保険加入の検討

④都道府県及び市区町村で作成してゐる防災パンフレット、ハザードマップ等の取寄せと、記載事項にかかる確認(最新情報の収集に留意)及び点検。また、参拝者の避難誘導にかかるとの手順等の確認

⑤境内及び施設が避難場所(一時避難場所)「一時集合場所」等を含むに指定されてゐるかの確認

⑥行政、警察、消防時連絡窓口及び連絡方法の確認

⑦消防当局を交へての消火訓練や防災訓練、救急救命(AED)訓練等の実施、消防計画の策定

⑧職員用簡易食料・水の備蓄(できれば五日分以上が望ましい)、固形燃料・毛布・ラヂオ・ブルーシート・工作物等の備付、寒暖対応用機器やこれら備品の使用期限の確認

⑨神社庁支部内、神社庁との連絡方法及び緊急連絡網(役員・総代・氏子、兼務神社含む)の整備

二、災害発生時の対応に係る検討事項(例)

①役員・総代を交へた対応の検討(兼務神社も同様)

イ 御神体・御神宝等の法安及び盗難対策

ロ 重要書類・現金・通帳等の確保
ハ 火災発生時の消火対策、参拝者の避難誘導方法の確認(人命優先)

ニ 安全が確保された段階での境内及び建物・工作物の総点検
ホ 危険箇所の周知、立入禁止等の

設置(兼務神社)について忘れられがちとなるので、特に留意する)

へ 必要に応じた氏子への社務所等神社施設開放に係る確認(感染症の対策防止策を含む)

ト 支援、救援物資の要請について(避難場所或は避難所となった場合は、行政へ連絡することを含む)

②災害発生時における支部・神社庁の連絡体制

イ 速やかに神社庁へ被害の有無等を報告(神社庁から本庁へ被害状況を連絡。被害の規模その他を把握し、支援・復旧復興の方途などを策定するために必要な情報となる)

ロ 被害状況の記録(写真撮影等)及び本庁統理宛被災報告書の提出(「災害慰藉規程」に基づく)

三、その他参考事項

①通達「参拝者の激増に処する対策について」(昭和三十一年通達第一号)〔神社本庁規程類集〕参照)

②通達「盗難及び災害予防について」(昭和三十一年通達第十九号)(全右)

③通達「神社の工作物等にかかる事故

防止について(昭和四十七年通達第二号)(全右)

④通達「盗難防止について」(昭和五十七年通達第七号)(全右)

⑤通達「火災の防止について」(昭和六十一年通達第一号)(全右)

⑥通達「火災・盗難防止について」(昭和六十三年通達第三号)(全右)

以上

令和六年五月二十一日付研修発第二一〇号の二
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和六年度神宮実習開催の件

標記の件、「階位検定及び授与に関する規程」に基づく神宮実習を左記により開催します。貴庁管内に希望者がある場合には、必要書類を添付の上、期日までに神社本庁総合研究所へ申込み下さいますやう、御指導願ひます。

記

一、対象者

明階検定に合格した者(但し、既に正階を有する者又は正階相当の神務実習を修了してをり、神職若しくは奉務予定者であること。)

一、神宮での実習

・期日

①令和六年八月十九日(月)から八月二十四日(土)

②令和六年八月二十六日(月)から八月三十一日(土)

③令和六年九月二日(月)から九月七日(土)

・場所

神宮道場(合宿制)三重県伊勢市宇治浦田一―二―五

※神宮城内、神宮御料地での実習、見学を含む。

一、申込書類

所定の入所申込書、希望調査表、履歴書、明階検定合格証の写、正階階位証の写(若しくは個別神社神宮実習相当の修了証の写)、任用辞令の写(若しくは奉務予定神社宮司の推薦書)

※希望調査票の実習期日は必ず第一希望まで記入すること。

※任用辞令の写は出仕の辞令でも可。

一、申込期限

令和六年七月五日(金)

神社本庁必着(神社庁を経由すること)

※該当者がある場合は速やかに神社本庁総合研究所まで御連絡願ひます。

一、参加費

二万五千円(入所承認後、本庁からの通知を受けてから納入する) 一、定員

三十名程度(各期約十五名とし、申込み多数の場合は、選考の上決定する。)

各期の参加人数の調整上、第一希望に参加できない場合もあることを御指導願ひます。

一、その他

実習対象者には以下の点を御伝達願ひます。

① 中堅神職実習を全課程修了すれば本実習は免除されること。

※『月刊若木』令和元年六月号及び神職専用サイトを参照。

② 左の事項が守られない場合は退所させるので注意すること。

・実習期間中携帯電話等電子機器の使用を禁止する。

・神宮職員及び指導員に従ひ、養成機関在学生の範となる態度、姿勢で参加すること。

③ 遅刻、早退、体調不良の場合はその場で参加を取り消す。

④ 実習の行程、「説明要綱」等その他必要事項については、入所承認後、参加者へ直接案内を送

付する。 ⑤ 入所承認後、健康診断書を本庁宛に提出すること。 以上

令和六年五月二十八日付研修発第一四六号 神社本庁階位検定委員会委員長名・神社庁長宛

▼令和六年度階位検定試験(定期)実施の件

標記の件、別添「令和六年度階位検定試験(定期)の通知」により実施致しますので、左記の点に御留意の上、お取り計らひ願ひます。

尚、試験実施に際しまして、実施神社庁より試験監督等の御助勢をお願ひすることがありますので、地区内神社及び周辺神社庁にあつては御協力の程、合せてお願ひ申し上げます。

記

一、試験場は、明階については神社本庁に限られますが、正階・権正階については、全国五ヶ所の試験場のうち、希望する試験場で受験することが出来ます。但し、各試験場には定員がありますので、受験生の現在居住地より近い試験場にて受験することを原則とします。

一、受験願書(検定料を含む)が提出されましたら、先づ受験地を確認し、神

社本庁試験場での受験者についての書類を受理願ひます。もし神社庁試験場での受験者であれば、当該試験実施神社庁へ書類を提出するやう御指示下さい。

※別添「令和六年度階位検定試験(定期)の通知」の「五、出願①」を御参照下さい。

一、平成二十五年より、免除申請者について成績証明書の他に既修得講義内容が記載されてゐる書類(シラバス等)の提出の提出を義務付けてゐます。もし添付されてゐない場合は、添付するやう御指示下さい。

一、検定料は次の通りです。

	初回受験者	二回目以降(但し同一階位)
明階	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
正階	一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円
権正階	一五、〇〇〇円	七、五〇〇円

一、受験願書提出締切(神社庁)は令和六年八月二十三日(金)です。貴庁で受理された願書をお取り纏めの上、左の様式の名簿を添付して、八月三十日

(金)必着にて神社本庁階位検定委員会宛にお送り下さい。その際、検定料については、交付金(検定料の二割)を差し引き、領収書を添付の上、送金願ひます。

※様式 略

一、「受験願書」(二、八〇〇円、税別、送料実費)は、神社新報社にて頒布してゐますので、受験者が直接申し込んで結構です。貴庁お手持ちの「受験願書」がありましたら、別添の「階位検定試験の通知」を差替へて頒布願ひます。必要部数を総合研究部研修課まで連絡戴ければお送り致します。

以上

令和六年五月二十八日付本奉発第三二号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼第五十三回「初穂曳」奉仕参加依頼の件

標記の件、別添要項の通り、神社本庁・伊勢神宮崇敬会・伊勢神宮奉仕会の三団体協催により実施致しますので、貴庁から五名程度の奉仕参加者を御派遣下さいますやう、お願い申し上げます。特に神宮より「イセヒカリ」の初穂を譲与された神社に対しては、初穂の奉納も重ねて御勧奨下さい。

また、本件は神社本庁指定団体にも別

途通知してをりますが、貴管内関係団体(氏子青年会、敬神婦人会等)への参加勧奨も併せてお願い致します。御参考までに指定団体宛通知を同封致します。御参加申込みにつきましては、同封申込書を以て、八月三十日(金)必着にて神社本庁本宗奉賛部まで御回報願ひます。

記

一、主催

神社本庁・伊勢神宮崇敬会・伊勢神宮奉仕会

一、協力

全国神社総代会

一、目的

「初穂曳」は、伊勢の旧神領民が昭和四十八年の第六十回神宮式年遷宮を機に、初穂を大御神様に奉献するとともに、御木曳行事の伝統を継承してゆくことを目的として始めました。本年も新穀感謝祭の先駆けとして全国からの初穂を両宮に奉献し、神恩への感謝と神宮奉賛の誠を捧げたく存じます。

一、日程

十月十五日(火)

午前八時半〜九時半 受付(神宮会館ロビー)

午前十時 結団式・日程説明
午前十時十五分〜午後零時半頃 初穂曳奉仕(初穂奉納・解団式・外宮御垣内参拝)※雨天

決行

午後一時 昼食(神宮会館)

《事前申込者のみ》

午後二時 半宇治橋前集合

午後三時 内宮御垣内参拝・御神楽奉納

午後四時半 解散

《夜間奉拝》※参加者のうち事前申込者のみ

午後九時〜十一時頃

神嘗祭由貴夕大御饌奉拝(外宮)

一、定員

初穂曳 四〇〇名

神嘗祭由貴夕大御饌奉拝

二〇〇名(前記四〇〇名の内で

先着順)《事前申込者のみ》

一、注意事項

- ・域内にカメラ、携帯電話等はもとより、手荷物持込はできません。
- ・夜間奉拝参加者は夕食時に飲酒しない下さい。酒気帯び者は奉拝に参加できません。

一、服装

奉曳・外宮参拝時白シャツ・白

奉曳・外宮参拝時白シャツ・白

ズボン・白運動靴を御持参下さい。ハッピは貸与します。

一、参加費
奉拝・内宮参拝時男性は背広・ネクタイ着用、女性は男性の服装に準じます。

初穂費

一名三、五〇〇円(初穂料、奉曳費、諸経費)

夜間奉拝

一名一、五〇〇円(移動バス代)※事前申込者のみ

※伊勢神宮崇敬会がお送りする案内に従ひ、事前に参加費をお納め下さい(九月末日迄)

尚、旅行費用(交通費、宿泊費等)は各自の御負担となります。

悪天候等により参加者の安全が確保できない時には、夜間奉拝を含め中止する場合があります。

この際、参加費の返戻はありませんので、御了承願ひます。

一、宿泊

御希望により神宮会館を予約致します。尚、一室四、五名で他の参加者と相部屋になる場合がありますので、予め御了承下さい。

神宮会館定員(本館五〇名、西館一一〇名)超過の場合は、他の宿泊

施設を御手配願ひます。

尚、奉拝参加者優先とし、先着順となりますので、御了承願下さい。

宿泊費(一泊二食付)は本館一三、七五〇円、西館一一、五五〇円(各税込)となります。

一、昼食

当日は、御希望により神宮会館にて、幕の内(税込二、一〇〇円)を用意致しますので、希望される場合は参加申込書に記入して下さい。

一、献穀米

初穂奉納者は別紙参照の上、両宮へ各一束(計二束)を、十月五日(土)必着でお送り下さい。

送付先

〒五一六〇〇二五伊勢市宇治中之切町一五二

伊勢神宮崇敬会初穂曳係宛

電話〇五九六一二四七一六二二

一、申込方法

八月三十日(金)迄に、申込書(別紙)に御記入の上、各神社庁を通じて本社本庁までお申込み下さい。

※申込みについては、締切期日を厳守して下さい。尚、申込者多数の場合は、先着順に定員となり次第、締め切りとさせて戴きますことを御了承下さい。

※神嘗祭由貴夕大御饌の奉拝を希望

される方は、申込書所定欄に御記入下さい。但し、奉拝の申込みは原則として神宮会館宿泊者(十五日)に限ります。

一、備考

新型コロナウイルスの感染状況等により、内容の変更・中止の場合があります。

以上

令和六年五月二十八日付総務収第三二号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼「経済センサス基礎調査」の実施について

標記の件、総務省統計局では標記調査(令和六年六月一日現在)が実施されます。

本調査は、「我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備すること」を目的とする政府の重要な調査であり、報告義務のある基礎統計調査です。令和元年に行はれた基礎調査に回答した事業所を含む、全国すべての事業所を対象で、神社にあつては職員が常駐してゐるかに限らず対象となります。

調査項目は、名称・所在地等の基本的

項目が大半であり、神社庁を含む管内神社には事務所備付書類等の記載に基づき、御回答戴ければ対応可能なものと存じます。本年五月上旬以降、順次調査書類が郵送されてをり、インターネット回答が奨励されており、紙での回答を希望される場合には、お問合せ窓口(〇一二〇―八八七―〇六六)に御連絡の上、各自送付手続きをお取り願ひます。

つきましては、貴庁管内神社に対し予め周知戴くとともに、当該調査に係る照会等があった際には、総務省統計局「経済センサス―基礎調査キャンペーンサイト(https://www.e-census2024.go.jp)」を御確認の上、当該調査の記入方法について御指導戴きますやうお願ひ申上げます。尚、当該調査実施事務局によりますと、これまでの回答実績から見て「調査票B」が送付されることとです。

ついでには、調査票B中、「経営組織」は「会社以外の法人」を選択「単独事業所、本所等、支所等の別」は、基本的に「単独事業所」を選択、「事業所の主な事業の内容」(1)は、「神社神道」のやうな記入で可、「(2)は生産品、取扱商品又は営業種目」は記載不要、「事業所の年間総売上(収入)金額」は、「2税抜き」を選択、玉串料、宗教活動などを含めず、宗教法人法第六条第二項に規定す

る公益事業以外の収益事業に係る収入(駐車場収入、不動産貸付等の収益事業収入など)を記入し、これを行ってゐない場合は「0(ゼロ)」として下さい。「事業所の開設時期」は、現在の場所に神社が建てられた年月日をもとに入力し、移転してゐる場合は注意が必要となります。

管内神社で、調査票A(支所となる事業所を有する企業等)が届いた場合には当該調査票が送付された法人が直接問合せをしなければ照会を受け付けられないやうですので、御不明点は右記特設サイトを御確認戴くか、お問合せ窓口まで御連絡お願ひ申上げます。

以上

令和六年五月二十八日付本奉発第三三号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼令和六年度夏季「親子参宮団」の実施について

標記の件、例年神社本庁では、青少年が神宮の自然や文化に直接触れる機会を設け、神宮への崇敬心を涵養し、将来の御遷宮への意義啓発を図ってゆくことを目的とした参宮計画を奨励してをります。

「親子参宮団」は、夏季(七月二十日～八月三十一日)及び明年春期(三月一日～三月三十一日)に、別紙要項のと通

り実施することができまので、貴管内本務神社宮司各位へ配布戴きたく、宜しくお願ひ申上げます。尚、本件は神社本庁指定団体にも別途通知しましたことを申し添へます。

記

一、目的

神宮の自然や文化に直接触れることで、神宮に対する崇敬の念を養ひ、次代の式年遷宮を担ふ青少年の健全なる育成を目指します。

一、実施期間

○夏季 令和六年七月二十日(土)～八月三十一日(土)

○春季 令和七年三月一日(土)～三月三十一日(月)

一、対象

親子参宮団の目的に賛同し、神社庁や支部、神社関係者団体が募った親子となります。

一、内容

○両宮参拝(どちらかで御神楽奉納)が原則となります。御神楽奉納には、神楽料が必要です。

○本企画による場合「せんぐう館」「神宮徴古館」の入場料は無料となります。

○両宮参拝時は神宮職員もしくは神社

本庁職員が案内いたします。但し、土曜・日曜・祝日及び神宮で祭典・行事等が行はれる日は神宮職員による案内はありません。

○夜間参拝を実施する事ができません。実施を希望する場合は、事前に神社本庁本宗奉賛部まで御相談下さい。

一、行程例

行程例①(内宮で御神楽を奉納する場合)

外宮参拝・境内散策・せんぐう館見学(八〇分) ↓(車で移動約一〇分) ↓神宮徴古館見学(四〇分) ※

↓(車で移動約一〇分) ↓内宮参拝・境内散策(五〇分)・御神楽奉納(六〇分)

行程例②(外宮で御神楽を奉納する場合)

外宮参拝・境内散策(四〇分)・御神楽奉納(六〇分)・せんぐう館見学(四〇分) ↓(車で移動約一〇分)

神宮徴古館見学(四〇分) ※ ↓(車で移動約一〇分) ↓内宮参拝・境内散策(五〇分)

○所要時間は、御正宮と第一別宮を参拝した場合を目安としてゐます。

一、申込

出発日の一ヶ月前までに、別添申込

書の書式に基づき、神社本庁本宗奉賛部宛お申込み下さい。神社庁支部及び神社関係者団体についても、所属神社庁を通じての申込みとなります。尚、実施日時及び内容については、事前に本庁へ御相談願ひます。

一、提供資料

希望により青少年向け教化冊子及び記念品を提供致しますので、申込書に必要なの有無を御記入下さい。

一、備考

○参拝は、原則として自由参拝となります。

○神宮までの往復移動手段、宿泊については企画者側で御手配願ひます。無理のない行程でお組み下さい。

以上

令和六年五月二十八日付通達発第二号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼令和六年「本庁事務所分掌内規の一部を変更する内規」施行の件

標記の件、左記内規が別紙の通り制定され、茲に施行されることになりましたので、御諒承の上、然るべく御配慮下さい。

記

内規第一号

本庁事務分掌内規の一部を変更する

内規

以上

本庁事務分掌内規の一部を変更する内規を次の通り定める。

令和六年五月二十日

神社本庁統理 鷹司 尚武

内規第一号

本庁事務分掌内規(平成二十年、内規第二号)の一部を次のやうに変更する。

第二条第四号中「神社賠償責任保険」を「共済制度」に変更する。

附則

この内規は、令和六年五月二十一日から施行する。

令和六年五月二十八日付通達発第二号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼職員給与規程廃止の件

標記の件、令和六年五月定例評議員会の議決を経て、職員給与規程(昭和二十二年、規程第三号)が、令和六年六月末日を以て廃止されますので、御管内に周知徹底方御配慮下さい。

以上

研修案内

熊本県神社庁主催

▼直階検定講習会開催

一、 期日 令和六年七月十六日
 〱 八月十日

一、 会場 熊本県神社庁

一、 階位 直階

一、 申込期限

六月十四日【必着】

※詳細は神社庁へお問合せ下さい。

山口県神社庁主催

▼階位検定講習会開催

一、 期日 令和六年八月二十四日
 〱 九月十三日

一、 会場 山口県神社庁

一、 募集人員

権正階 十五名
直階 二十五名

一、 申込期限

五月二十二日〱六月二十日

【必着】

※詳細は神社庁へお問合せ下さい。

事務報告

【任免】

■松園 家英

伊万里市黒川町小黒川

若宮神社権祢宜に任ずる

伊万里市黒川町畑川内

兼ねて八阪神社権祢宜に任ずる

令和六年六月一日

【御垣内特別参拝許可願申請】

■波多八幡神社宮司 堤 貞信

・参拝日 皇大神宮

令和六年五月八日

豊受大神宮

令和六年五月八日

・員数 岡本 涼

■稻佐神社宮司 笠原 猛

・参拝日 皇大神宮

令和六年五月二十一日

豊受大神宮

・員数 筒井 満 他一名

寄贈書籍等目録並びに御芳名

自 令和六年六月 一日

至 三十一日

・全教神協広報 第一一四号

全国教育関係神職協議会 様

・靖国 第八二六号

靖国神社 様

・祖国と青年 第五四八号

日本協議会・日本青年協議会 様

・榊葉 第五十号

三重県神道青年会 様

・東照宮産子会々報 第九十号

日光東照宮 様

・千葉県神社庁報 第一一七号

千葉県神社庁 様

・北海道神社庁報 第一二九一号

北海道神社庁 様

・平安楽土 第九四号

平安神宮 様

・神青協 第一三四号

神道青年全国協議会 様

・神社史研究 第五卷 第一号

神社史研究会 様

・姫榊 第三十号

新潟女子神職会 様

・東神 第一〇四一号

東京都神社庁 様

・石上 第六八号

石上神宮社務所 様

・佐加太利 第一一三号

防府天満宮社務所 様

・埼玉神社庁報 第二四号

埼玉神社庁 様

若楓 第七五号

山口県青年神職会 様

神社廳だより 第一八〇号

青森県神社庁 様

青森県神社庁